## 個人情報の取扱原則の例外事項

## 3 利用及び提供の制限に関する例外事項(条例第7条第2項)

## (1) 類型

番号	類型	利用目的以外に利用・提供する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考事務に関し、	栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られるこ
	選考に必要な範囲内で、候補者に	とにより事務の公正な運営に支障を来したり、本人
	関する個人情報を実施機関内部で	に事前に期待感を抱かせることにより選考からもれ
	利用し、又は実施機関以外の県の	た場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施
	機関又は国若しくは他の地方公共	を困難にするおそれがある。 また、本人から収集
	団体に提供するとき。	したのでは、情報の客観性、正確性を確保すること
		ができず、事務の遂行に支障が生じる。
2	委員、講師、指導者、助言者等	委員等の適任者を幅広く求めるためには、本人以
	を選任する事務に関し、候補者に	外のものから候補者の個人情報を収集する必要があ
	関する個人情報を実施機関内部で	る。
	利用し、又は実施機関以外の県の	また、選任等の事務の性質上、本人に知られるこ
	機関又は国若しくは他の地方公共	とにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本
	団体に提供するとき。	人に事前に期待感を抱かせることにより対象外とな
		った場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を
		困難にするおそれがある。
3	報道機関への公表や報道機関か	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、
	らの取材・要請等に応じて、個人	公表した場合の影響等から判断して、社会通念上許
	情報を提供するとき。ただし、社	容される範囲内である場合は、報道機関に公表し、
	会的関心が高い等県民に知らせる	又は、報道機関の取材に応じることが必要な場合が
	公益上の必要性がある場合に限	ある。特に、犯罪、事故等特別の理由がある場合は、
	る。	公益上公表等することが必要である。
4	行政機関(県の機関又は国若し	行政機関が法令等に基づく事務を遂行するために
	くは他の地方公共団体等)が法令	必要な情報であって、個人情報を利用する公益上の
	又は条例に基づき実施する事務に	必要性が認められる場合においては、実施機関が個
		人情報を提供しないと、行政機関は改めて本人等か
	目的以外の目的に回答するとき。	ら収集しなければならないため時間や経費がかか
	ただし、法令等に基づき実施する	る。そこで、県民の負担軽減、福祉の向上、行政の
	事務の遂行に必要な範囲内で個人	
	情報を取り扱う場合に限る。	に事務を遂行するため、個人情報を利用目的以外の
		目的のために利用・提供することが必要な場合があ
		る。

番号	類型	利用目的以外に利用・提供する理由又は必要性
5	訴訟当事者である県が訴訟資料	県が訴訟の当事者であり、十分な主張立証を尽く
	として裁判所に個人情報を提供す	すためには、事実関係を正確に反映させ、公正かつ
	るとき。ただし、実施機関から提	妥当な訴訟を遂行する要請と個人の権利利益の保護
	供を受けなければその目的を達成	とを衡量した結果、利用目的にかかわらず、訴訟資
	することが困難な場合に限る。	料として裁判所に提出することが必要な場合があ
		る。
6	弁護士法第23条の2第2項の	法律の規定に基づく提出要求であり、実施機関と
	規定に基づく弁護士会からの照会	して、当該規定の趣旨を十分尊重して処理する必要
	に対して回答するとき。	がある。
7	民事訴訟法第226条等の法律	法律の規定に基づく提出要求であり、実施機関と
	の規定に基づく裁判所からの求め	して、当該規定の趣旨を十分尊重して処理する必要
	に応じて報告、文書の送付等を行	がある。
	うもの。	

## (2)個別事務

番号	事務の名称 (担当課)	個人の類型	提供する 個人情報		利用目的以外に利用・提供する 理由又は必要性
1	被爆者健康手帳交	被爆者	被爆内容、	申請者	被爆者健康手帳を交付申請す
	付事務		被爆証明		る際、申請人の被爆証明人とし
	(健康づくり支援		人		て他の被爆者の情報を提供する
	課)				ことが必要な場合がある。